

今年度の取り組みについて

1. 今年度の取り組みについて

(1) 啓発パンフレット、空家等管理ガイドの作成について

広報ごてんば平成 31 年 4 月 5 日号に空家等対策計画の作成及び空家等の発生予防のための啓発記事等を掲載しました。また、市民に空き家に役立つ情報をより分かりやすく提供するため、今年度の空家情報冊子の発行に関し、株式会社ホープと平成 30 年 10 月 9 日に協定を締結し、冊子の作成を進めてきました。冊子については、関係課等と連携し空家所有者等へ送付します。

(成果品：「あなたの空家大丈夫ですか？」2019 御殿場市)

その他、空家の適切な管理を行うことの重要性や管理不全の空家等が周辺にもたらす諸問題、空家所有者へ管理啓発等に向けた空家管理ガイドを作成します。

(2) 空き家ワンストップ相談会の開催について

平成 28 年度にも開催した静岡県との官民連携による「空き家ワンストップ相談会」を共催で令和元年 11 月 23 日（土）に開催します。空き家等に関連する様々な分野の専門家（司法書士、税理士、建築士、宅建士等）を招き、個別の状況に応じた相談に対応します。

(3) 御殿場市空き家バンク制度の創設について

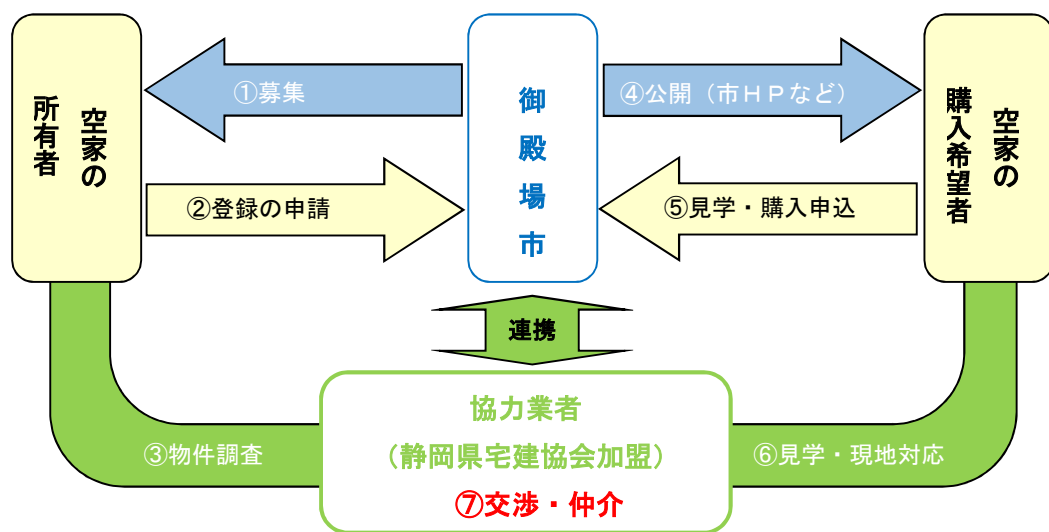
御殿場市空家等対策計画に基づき、空き家の利活用・流通の促進施策として「空き家バンク」を開設します。この事業は、平成 30 年 10 月 31 日に「空き家対策の促進に関する協定」を締結した公益社団法人静岡県宅地建物取引業協会に加盟の不動産業者が物件調査から仲介業務を行うことにより、購入希望者が現れた場合、安心して売買契約に関する事務手続きを行うことができることを目的としています。

2. 御殿場市空き家バンク制度について

市内の空家所有者が売却を希望する空家の情報を市のホームページなどに公開することで、空家の購入を希望する方に紹介する制度です。

また、御殿場市と連携する静岡県宅地建物取引業協会加盟の不動産業者が物件調査から仲介業務を行うため、購入希望者が現れた場合は、安心して売買契約に関する事務手続きを行うことができます。

(2) 空き家バンクの流れ



- ① 市が空家所有者に登録物件の募集をかけます。
- ② 空家所有者が市に空き家バンクの登録申請を行います。
- ③ 市が連携している静岡県宅地建物取引業協会加盟の協力業者に物件調査を依頼します。
- ④ 物件調査結果に問題がなければ空き家バンクに登録し、市ホームページに公開します。
- ⑤ 購入希望者が見学や購入申し込みをする場合は、市に申込みをします。
- ⑥ 見学・現地対応及び⑦交渉・仲介を協力業者が行います。

登録要件

- ・売却を目的とした空家（空家と敷地の所有者が異なるもの、賃貸等を除く）
- ・所有者が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと
- ・抵当権が抹消されていること
- ・共有者がいる場合は、売買に関し同意を得ていること